

有害大気汚染物質対策について

定義（大防法第2条第13項）

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの

対策の枠組（科学的知見の充実の下、未然防止策として実施）

■事業者（大防法第18条の21）

大気中への排出・飛散状況把握、抑制のための必要な措置の実施

■国（大防法第18条の22）

科学的知見の充実、健康リスクの評価・公表、排出・抑制技術の収集・普及

■地方自治体（大防法第18条の23）

大気の汚染状況の把握、事業者への情報提供、住民への知識普及

具体的な対策

■中央環境審議会の答申を踏まえ、施策を展開。

■平成8年の中間答申から、順次答申がなされ、直近は平成18年の第8次答申

健康リスクにより3種類に分類

行政の取組

事業者の取組

「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」234物質

優先取組物質22物質

有害大気汚染物質のうち優先的に対策を取り組むべき物質
※1,2-ジクロロエタン、ニッケル化合物等22物質

指定物質3物質

「有害大気汚染物質のうち人の健康被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの」
※ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質を指定

○基礎的な情報の収集等

○環境基準値及び指針値の設定（現在12物質が設定済）
○全国的なモニタリング（約300～400地点）

※ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法による対策

○国による指定物質抑制基準の設定
○都道府県等による指定物質排出施設設置者への勧告、報告徴収

○自主的取組による排出抑制